

参考様式2(第11条関係)

様式2・ロ 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー

1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2.建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用促進率				
		現場内利用		減量化		搬出先名称		区分	施工条件の内容 コード*12	搬出先場所住所		住所コード*4	運搬距離 千 百 十 一	搬出先の種類 コード*13	④現場外搬出量		⑤再生資源利用促進量	②+③+⑤ ① (%)		
場外搬出時の性状	用途コード *10	②利用量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	減量法 コード*11	③減量化量 小数点第三位まで	2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。				搬出先1	搬出先2				④現場外搬出量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで				
資材廃棄物	コンクリート塊	0.000	トン		トン								km		トン	トン	0.000	トン	0%	
	建設発生木材A (柱、梁など本組素材が廃棄物となったもの)	0.000	トン		トン	トン							km		トン	トン	0.000	トン	0%	
	アスファルト・コンクリート塊	0.000	トン		トン	トン							km		トン	トン	0.000	トン	0%	
建設廃棄物	その他がれき類	0.000	トン										km		トン	トン	0.000	トン	0%	
	建設発生木材B (立木、散材などが廃棄物となったもの)	0.000	トン		トン	トン							km		トン	トン	0.000	トン	0%	
	建設汚泥	0.000	トン		トン	トン							km		トン	トン	0.000	トン	0%	
	金属くず	0.000	トン										km		トン	トン	0.000	トン	0%	
	廃塩化ビニル管・継手	0.000	トン										km		トン	トン	0.000	トン	0%	
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	0.000	トン										km		トン	トン	0.000	トン	0%	
	廃石膏ボード	0.000	トン										km		トン	トン	0.000	トン	0%	
	紙くず	0.000	トン										km		トン	トン	0.000	トン	0%	
	アスベスト (飛散性)	0.000	トン										km		トン	トン	0.000	トン	0%	
	その他の分別された廃棄物	0.000	トン										km		トン	トン	0.000	トン	0%	
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	0.000	トン										km		トン	トン	0.000	トン	0%	
	建設発生土	第一種建設発生土	0.000	地山m ³		地山m ³	地山m ³							km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0%
第二種建設発生土		0.000	地山m ³		地山m ³	地山m ³							km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0%	
第三種建設発生土		0.000	地山m ³		地山m ³	地山m ³							km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0%	
第四種建設発生土		0.000	地山m ³		地山m ³	地山m ³							km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0%	
浚渫土以外の泥土		0.000	地山m ³		地山m ³	地山m ³							km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0%	
浚渫土 (建設汚泥を除く)		0.000	地山m ³		地山m ³	地山m ³							km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0%	
合計		0.000	地山m ³		0.000	0.000								km		0.000	0.000	0.000	地山m ³	0%

コード*10
1.路盤材 2.裏込材
3.埋戻し材 4.その他

コード*11
1.焼却 2.脱水
3.天日乾燥 4.その他

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
(発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしくは準指定処分)
(発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

コード*13
【建設廃棄物の場合】
1.売却
2.他の工事現場
3.広域認定制度による処理
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)
6.中間処理施設(サーマルリサイクル)
7.中間処理施設(単純焼却)
8.廃棄物最終処分場(海面処分場)
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)

【建設発生土の場合】
1.売却
2.他の工事現場(内陸)
3.他の工事現場(海面)
4.土質改良プラント
5.工事予定地・仮置場・ストックヤード
(再利用の目的がある場合)
6.工事予定地・仮置場・ストックヤード
(再利用の目的がない場合)
7.採石場・砂利採取跡地等復旧事業
8.廃棄物最終処分場(覆土としての受入)
9.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)
10.土捨場・残土処分場

注記)
・一般廃棄物は記入しないで下さい。
・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。